

一般社団法人神奈川大学宮陵会委員会規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人神奈川大学宮陵会定款第37条の規定に基づき、委員会に関し必要な事項を定める。

(種類)

第2条 次に掲げる委員会を置く。

- (1) 総務財政委員会
- (2) 組織委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 事業委員会
- (5) (削除)
- (6) 交流企画委員会

(業務)

第3条 前条に定める委員会の業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 総務財政委員会

- ① 総会、理事会の開催に関する事項
- ② 予算、決算その他財務に関する事項
- ③ 事務局所管に関する事項
- ④ 渉外に関する事項
- ⑤ その他上記事項に関連した事項

(2) 組織委員会

- ① 地域組織の運営活動に関する事項
- ② ブロック会に関する事項
- ③ その他上記事項に関連した事項

(3) 広報委員会

- ① 会誌、会報の編集、発行に関する事項
- ② 会のPRに関する事項
- ③ ホームページの管理運用に関する事項
- ④ その他上記事項に関連した事項

(4) 事業委員会

- ① 大学の教育、研究の振興の事業に関する事項
- ② 大学の課外活動(体育、文化)の振興に関する事項
- ③ 奨学金給付、貸与事業に関する事項
- ④ その他上記事項に関連した事項

(5) (削除)

(6) 交流企画委員会

- ① 宮陵会の活動を活性化するため、準会員を含む会員の交流事業等の企画、運営に関する事項
- ② 宮陵会の活動の普及に関する行事等の企画、運営に関する事項
- ③ その他上記事項に関連した事項

(委員)

第4条 委員会の委員は、理事会が正会員から選任し、会長が委嘱する。

2 委員は、若干名とする。

3 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任は、妨げない。補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 理事の任期の途中で新たな委員会が置かれ、委員が選任された場合は、前項の規定にかかわらず委員の任期は理事の残任期間とする。

5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長1名、副委員長を若干名置き、委員長は、原則として理事の中から理事会が選任し、会長が委嘱する。副委員長は、原則として理事の中からもしくは委員から理事会が選任し、会長が委嘱する。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

2 会議を招集しようとするときは、委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

ただし、議題につき、書面をもってあらかじめ意見を表明した委員は、出席とみなす。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

5 委員長は、議事録を作成し、会長へ報告しなければならない。

(メールなどの方法による委員会の開催)

第6条の2 委員会は、全委員の同意がある場合は、委員長を介してのメールによる意見交換の方法又は電話会議の方法などにより開催することができる。

2 前項の方法により委員会を開催した場合は、招集の方法、意見交換による会議の経過について議事録に記録するものとする。

(特別委員会)

第7条 理事会は、必要に応じて、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の委員の任期は、特別委員会設置について理事会で別に定める場合を除き、会長の委嘱から当該委員会の業務として定められた事項が終了するまでとする。

3 特別委員会の運営については、特別委員会設置について理事会で別に定める場合を除き、本規程の定める規定を準用する。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成28年3月5日から施行する。

2 一般社団法人神奈川大学宮陵会委員会規則(平成25年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。